

# 山梨県公報

第六百五十一号

令和八年

四月三十日

木曜日

## 目次

### 告示

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託

### 公告

○落札者の決定について

○開発行為に関する工事の完了について

### 人事委員会

○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

# 告示

## 山梨県告示第百三十五号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額（平成十六年山梨県告示第二百十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、七九九円	一四、五九七円
二十歳以上二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、二三七円
六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円
七十歳以上	四、四〇〇円	一四、五九七円

### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。  
（適用区分）

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び

同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

## 山梨県告示第百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年四月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 一般社団法人富士の国やまなし通 沢案内士会 山梨県南都留郡富士河口湖町船津三六三六番地丸宗ビル三階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県富士山寄附金
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

# 公 告

◎ 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年四月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る借入物品等
  - (一) 名称 マイクロソフト関連ライセンス
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県新価値創造推進局DX課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和八年三月二十三日
- 四 落札者
  - (一) 名称 株式会社大塚商会
  - (二) 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番四号
- 五 落札金額 二十四億千八百八十三万七千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和八年二月九日

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和八年四月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市須玉町穴平字蟹坂八百七十四番一  
の 一 部、八百七十四番三、八百七十四番四、八百七十四番五、八百七十六番二、八  
百九十番九の 一 部、八百九十番十、八百九十番十六の 一 部、八百九十番十七、八百  
九十番二十六、九百三十一番二、九百三十二番二、九百三十五番の 一 部、九百三十  
七番の 一 部、九百三十九番の 一 部、九百四十番、九百四十一番、九百四十二番、九  
百四十三番一、九百四十三番二、九百四十三番三、九百四十四番一、九百四十四番  
二、九百四十四番三、九百四十四番四、九百四十五番一、九百四十五番二、九百四  
十五番三、九百四十六番一、九百四十六番二、九百四十六番三、九百四十七番一、  
九百四十七番二、九百四十八番一、九百四十八番二、九百五十四番一、九百五十四  
番二、九百五十五番一の 一 部、九百五十五番二、九百六十番一の 一 部、九百六十一  
番、九百六十二番、九百六十三番の 一 部、千十六番一、千十六番二、千十七番、千  
十八番一、千十八番二、千十八番三、千十九番一、千十九番二、千二十番、千二十  
一番一、千二十一番二、千二十二番一、千二十二番四、千二十二番六、千二十六番、  
千二十七番、千二十八番一、千二十八番三、道の 一 部及び水の 一 部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県北杜市須玉町穴平八百九十番地一 エ  
ムエーティール株式会社 代表取締役 鈴木 正敏

# 人事委員会

## 山梨県人事委員会告示第一号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日

山梨県人事委員会

委員長 水上浩一

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（令和五年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表第八項中「小中学校事務職員採用試験」を「公立小中学校等事務職員採用試験」に改め、同表第九項中「小中学校栄養職員採用試験」を「公立小中学校等栄養職員採用試験」に改め、同表に次のように加える。

二十八 職員採用選考（警察デジタル）	同右	同右	同右
二十九 職員採用選考（心理カウンセラー）	同右	同右	同右

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。